特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎 利益相反防止規程

（目的）
第 1 条 本規程は、特定非営利活動法人わっこ谷の山福農林舎（以下「本法人」という。）の役員および職員が、その職務の執行にあたり、本法人との間で生じる利益相反取引等を防止・管理することにより、本法人の業務の適正性と社会的信頼を確保することを目的とする。

（対象者）
第 2 条 本規程の対象者は、本法人のすべての理事、監事、および職員（以下「役職員等」という。）とする。

（定義）
第 3 条 本規程において「利益相反」とは、役職員等がその地位や職務によって得られる影響力を利用して、自己または本法人以外の第三者の利益を図り、本法人の利益を損なうか、または損なうおそれがある状態をいう。
2 前項の利益相反には、以下の取引（以下「利益相反取引」という。）を含む。
（1）直接取引：役職員等が当事者として、または自己の計算において、本法人と売買、貸借、請負等の契約を結ぶこと。
（2）間接取引：本法人が、役職員等以外の者との間で、本法人と当該役職員等との利益が相反する取引を行うこと（役職員等が実質的に経営を支配している他法人と本法人との取引、役職員等の債務を本法人が保証すること等を含む）。

（事前届出と承認の手続き）
第 4 条 役職員等は、本法人との間で利益相反取引を行おうとする場合、またはそのおそれがあることを知った場合は、あらかじめその取引の重要事実を記載した書面（利益相反取引届出書）を代表に提出しなければならない。ただし、代表自身が当事者である場合は、他の理事（または監事）に提出するものとする。
2 前項の届出があった場合、代表は速やかに理事会を招集し、当該取引の是非について審議しなければならない。
3 前項の取引を承認するためには、理事会において、当該取引の必要性、条件の妥当性（市場価格との比較等）、および本法人への影響を十分に審査し、承認の決議を行わなければならない。

（特別利害関係人の議事排除）
第 5 条 前条第 2 項の理事会において、当該利益相反取引に直接または間接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。また、審議の透明性を保つため、原則として当該議事の間は退席しなければならない。ただし、理事会が説明を求めた場合は、事実関係の説明を行うことができる。

（監事への報告と監査）
第 6 条 代表は、第 4 条に基づき理事会が利益相反取引を承認したときは、遅滞なくその内容を監事に報告しなければならない。
2 監事は、当該取引が本法人の利益を害していないか、また手続きが適正に行われたかについて監査し、必要に応じて理事会に意見を述べることができる。

（事後報告）
第 7 条 第 4 条に基づき承認された利益相反取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なくその結果（取引金額、実施状況等）の重要事実を理事会に報告しなければならない。
（違反に対する措置）

第 8 条 役職員等が本規程に違反して、承認を得ずに利益相反取引を行った場合、または虚偽の届出を行った場合、本法人は定款および就業規則等に基づき、処分の対象とすることがある。
2 前項の違反により本法人に損害が生じた場合、本法人は当該役職員等に対し、損害賠償を請求することができる。

（規程の改廃）
第 9 条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。
附 則 本規程は、2026 年 7 月 1 日から施行する。